

# 旭市津波被災住宅再建支援事業のご案内

令和2年3月10日改正版

東日本大震災による津波で被災した世帯のうち、生活の拠点となる住宅を市内において建設、購入又は補修した世帯に対し、安全で安心な生活を速やかに回復し、定住できるよう住宅再建のための支援金を交付いたします。

## 1 支援金の対象及び支援金額等について

### (1) 支援金の対象

支援金の対象は、東日本大震災が発生した際に、津波被害（床上浸水）を受けた市内の住宅に居住していた世帯で、自ら居住する住宅を市内に再建した次の<表1>のいずれかに該当する世帯です。

### (2) 支援金額

支援金の限度額は、<表1>のとおりです。

なお、受領済の支援金等<sup>(注1)</sup>がある場合には、住宅再建費用から受領済の支援金等の額を差し引いた額と限度額のいずれか低い方の額となります。

(注1)受領済の支援金等とは、被災者生活再建支援法の規定に基づく被災者生活再建支援金（加算支援金）、旭市液状化等被害住宅再建事業実施要綱の規定に基づく旭市液状化等被害住宅再建支援金、その他住宅の建設、購入又は補修に要した費用に係る補助金等のことをいいます。

<表1>

対象者	支援金額（限度額）
①「全壊」又は「大規模半壊」被害を受け、新たに住宅を建設又は購入した世帯	200万円
②「半壊」被害を受け、当該住宅を全て解体し、新たに住宅を建設又は購入した世帯	200万円
③「全壊」又は「大規模半壊」被害を受け、住宅を補修した世帯	100万円
④「半壊」被害を受け、当該住宅を全て解体し、住宅を補修した世帯	100万円
⑤「半壊」被害を受け、住宅の地盤を復旧（住宅の基礎の修復を含む。）した世帯	100万円
⑥「半壊」被害を受け、住宅を補修した世帯	25万円

\*支援金の交付は、一の対象世帯に対して1回限りです。

\*2つ以上の世帯が同一の住宅内で生活している場合は、同一世帯として取り扱います。

### (3) 住宅再建の具体例

- 住宅の建設又は購入とは、住宅を新築又は中古住宅等を購入することです。
- 住宅の地盤復旧とは、住宅の地盤に杭打ちや薬液の注入、盛り土等を行うことです。住宅の地盤でない、庭や車庫の地盤等のみを復旧する場合は含みません。
- 住宅の基礎の修復とは、住宅の土台のかさ上げ（通称：ジャッキアップ）、まし基礎、基礎の新設等を行うことです。
- 住宅の補修とは、屋根や壁、床や柱、基礎や建具、その他住宅に付帯する設備などを修理することです。外塀や門扉等は含みません。

## 2 支援金の申請から支給まで

(1) 申請窓口・・・旭市総務課 地域安全班（本庁舎2階）TEL 62-5311

申請書の審査等を行い、指定された金融機関の口座に支援金を振り込みます。

(2) 申請期限・・・令和3年3月31日まで

(3) 申請に必要な書類・・・次の書類をご用意ください。

なお、被災者生活再建支援金（加算支援金）又は旭市液状化等被害住宅再建支援金の交付を受けている方は、提出書類が一部不要となる場合があります。

必要な書類	備 考
申請書	申請窓口で用意してあります。（申請者名は、原則として世帯主）
住民票	・現在の住民登録が旭市内にある世帯は、市が用意いたします。 ・被災場所と被災時（平成23年3月11日時点）の住民登録が異なるときは、公共料金（電気、ガス、水道等）の領収書（平成23年1月～3月分）をご用意ください。
り災証明書	市が用意いたします。
契約書等の写し	契約書には内容が分かる内訳書を添付してください。 あるいは、内訳の入った請求書、見積書等をご用意ください。
領収書の写し	受付時にコピーさせていただきます。
申請者の預金通帳	受付時にコピーさせていただきます。 （この口座に支援金が振り込まれます。）
住宅の所有者が確認できる書類	<表1>①、②の場合に必要です。（建物の登記事項証明書(全部事項証明書)等） ・市が現地の確認をする場合があります。
住宅の補修状況が確認できる写真	<表1>③～⑥の場合に必要です。 ・市が現地の確認をする場合があります。
その他	市が必要と認める書類の添付を求める場合があります。